

## 【令和3年度主な改正点】

### ○給与所得控除の改正

- ・給与所得控除を一律10万円引き下げ
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、控除上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げ

### ○公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除を一律10万円引き下げ
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限を195.5万円とする
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え、2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれ上記の見直し後の公的年金等控除額から引き下げ

### ○基礎控除の改正

- ・基礎控除を10万円引き上げ
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で減少し、2,500万円を超える場合は適用外とする

個人の合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	0円	

### ○配偶者・扶養控除および非課税措置に係る所得要件の引き上げ

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等および非課税基準の適用に係る合計所得金額要件が10万円引き上げ

### ○ひとり親控除の創設および寡婦（夫）控除の改正

- ・婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
- ・上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設定

### ○所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除される

#### ①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・納税者本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額	給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
-----	---

#### ②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

控除額	給与所得（10万円が限度額）＋公的年金等雑所得（10万円が限度額）－10万円
-----	--

※①および②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額が適用される

### ○調整控除の改正

合計所得が2,500万円を超える場合は適用外とする